

松花堂昭乗の交友關係

— 近衛家文書による —

井 川 定 慶

一、豊 臣 落 胤 説

松花堂昭乗は惺々翁とも式部卿とも自稱し、平安三筆の一人に數えられる程の書道達人たると共に繪も亦巧みで「書畫一味」を目標としたものである。茶道にも通じ小堀遠州や澤庵和尚、江月和尚とも交友があり、古來茶人仲間周知せられている。そして足利義政の「東山名物」に對し松花堂の愛玩した器物は「八幡名物」と稱し彼の書畫と共に珍重せられ今尙ほ聲價を高からしめている。

ここにいふ「松花堂」とは昭乗阿闍梨が晩年（寛永十四年頃）に隱棲するために洛南男山八幡宮境内の、己が住む「泉坊」の一隅に築いた些やかな方丈へ名づけたものだが、いつしか他が「松花堂」という別稱で呼びなし自らも亦「松花堂」を別稱として用い、後世は昭乗を「松花堂」と呼ぶ方が普通のようになつてゐる。

かかる有名な松花堂であるに不抱、其の傳記が從來誤まり傳えられている。

松花堂昭乗は豊臣秀次の落胤であるという説が誠しやかに殊に茶人仲間では廣く信ぜられている。落胤説という

は大閤秀吉よりお叱りをうけた秀次が高野山に於て文祿四年に自刎した際に、其の側女某に受胎されていたのが生れて後ちの昭乗だといふ。側女は秀次自刎につづく自らへの危難を豫期して高野山を通れ、ゆかりを求めて奈良一乗院門跡坊官中沼左京の許に縋がり男子を分娩するも世を憚つて其の子を左京の弟と稱し九歳の時に山城男山八幡宮の瀧本坊實乗の室に送つて其の弟子となさしめたといふ。然し寛永十六年に五十八歳（一説に五十六歳）で亡くなつてゐることは歴然としてゐるから、逆算して天正十年（或は十二年）に生れてゐる筈のものを、文祿四年奈良で生れてゐては、十三年の誤差を生ずるのである。また天正十年に生れてゐたとせば松花堂の生れた年は秀次の十四で餘りに早すぎるし秀次高野山自刎とも合致しない矛盾を生ずる。

ところが茶人仲間では松花堂を飽くまでも豊臣秀次の落胤説を主張し、狩野山樂や小堀遠州と松花堂との關係のあつたことを以て立證せんとするのである。其の説くところによれば慶長二十年五月大坂城が陥るや豊臣氏に長く恩顧を蒙つていた狩野山樂は身を八幡瀧本坊なる昭乗のもとに寄せる。その際に山樂の繪に長じてゐる技法を習得し松花堂の繪なるものがうまれると説く。山樂が八幡の松花堂を尋ねて來たのは豊臣家落胤であつたからであると解するが、果して昭乗が秀次の落胤ならば秀吉や石田三成一派に憎惡をこそ抱け豊家一門に厚意をよせて、其のゆかりの山樂をかばうことがないであらう。山樂を己が室にかくまつたのは別の理由であつたと考えねばならない。

次に松花堂が豊家落胤なればこそ、小堀遠州が近づきあつたといふ。小堀遠江守政一は豊家の恩恵を蒙り後に徳川家に仕え伏見城代、伏見奉行となる。そこで徳川幕府が茶事風流三昧に事よせて松花堂に近よらせ松花堂が豊家挽回のために徳川倒壞を計る陰謀なきやと監視せしめてゐると説くのである。此の説にも矛盾がある。松花堂が秀次落胤なることを徳川家でさほどに重視してゐたとせば、其れまでに豊臣秀吉や石田三成らによつて檢察をうけ早

くも處分をうけていた筈である。小堀遠州と松花堂昭乗との交友關係も亦、もつと別のところから始められたと解さねばならない。

二、堺出生と近衛家

洛南八幡町松花堂の遺蹟を保存して來られた西村靜子氏のところに中沼左京の系圖寫本が傳つてゐる。昭乗の兄左京の幼名は喜多川與作といひ、其の出生は攝津堺で、與作は幼少より近衛家に養はれ十二歳の時、近衛前久公に其の俊能の才を見出され、近衛家と代々縁故の深い奈良一乘院門跡に送り遣はされて門跡の御用掛となり、中沼の姓を賜はる。松花堂昭乗は其の弟で幼名辰之助、攝津に生ると記されている。尙ほ昭乗の幼少時代即ち辰之助なるものの書道師匠は近衛前久公であつた。してみると兄の左京（與作）と同様、幼き頃に堺より上洛して近衛家に養はれていたものと見るべきである。堺といふ地名はもとく攝津、河内、和泉の三國堺界に存在していたからで、堺の北の庄は攝津に屬し、攝津の堺といふことが有りうるし、攝津國出身が堺であつても差支えない筈である。

室町以降の堺は海外貿易の盛んな港を控え、京洛との交通が頻繁であつた事は周知である。而かもお茶風流事の偉才を堺は輩出せしめてゐる。近衛家といふ名門を頼つて堺の喜多川家より與作と辰之助の二少年が上洛して近衛家に入居することも考え得られることである。左京、昭乗の兄弟が如何なる原因があつたのであろうか、其の兩親の名を秘して口外せなかつたと云ひ傳えられることが、聊か疑惑を抱かせ、徳川時代になつて或は徳川家に憚かる豊家の落胤なるやも知れずになり秀次落胤説を生み出したものであろう。

松花堂愛玩の所謂「八幡名物」で國寶指定になつてゐる「國司茄子」たる銘のある茶壺の如き、もとく昭乗

が瀧本坊へ入寺の際に持ち込んだものと云ひ傳えられる。或は近衛家の如き名門が松花堂の後立にあつたからこそかかる珍什名器が入寺の際のみやげに搬入出来たものであらう。

松花堂が近衛家と關係深かつたことを證するものに近衛家文書（現在の陽明文庫所藏）がある。大正十三年に近衛家所藏の古文書をまとめて貨車を借切つて京都大學に寄托され、私は松野遵崇氏の後をうけて此れを一々整理することになつた。此の仕事は大したもので、爾來十數年間續いた。其の中には、近衛家に關するもの、有職故實に關するもの、書狀、古記録といつたもので、また文安四年十月二十五日書寫の「黒谷上人繪詞拔書（法然上人繪詞）」二巻も實はその中から私が發見したのである。三浦周行博士が「南北朝合躰條件」の論文を發表せられた根據の文書も其の中に見出されている。松花堂昭乗の書狀五十通も無造作に一括されて其の中に埋まつていた。其の一々を讀むうちに興味深い幾多の消息を知り公武關係、書畫、茶道、趣味一般に亘り未知の史實を發見する結果ともなつたのである。而かも松花堂と近衛家とは普通のお出入りやおつきあいではなく極めて親近の間柄であつたことが存知せしめられたのである。

例へば近衛家に御病人があると聞けば直ぐ御見舞に出ける。自ら病臥しては一々其の病狀を報じているし、暫時の御無沙汰にも夫々の理由を付言して其の後の所用を辯じている。庭前に筍が生えては其れを届ける。椿の接木をこしらえては觀賞に供え、珍らしい南蠻菓子が到來したといえれば早速贈呈するが、さる代り頂戴した薫物が自分の氣に入ると香盒を持たせた使を立て、今少したまはりたいと申出るといふ風で尋常一様の間柄ではなかつたらしい。尙ほ近衛信尋公の弟で奈良一乘院門跡であらせらる尊覺法親王のことに就ては殊に細々と便りを交はしている。其の中に一乘院門跡お出入りの酒屋長谷川なるものの酒が悪いといふことで門跡のお叱りを蒙つたことを聞き及び、

自らもとりもつたけれども近衛家よりも圓滿に運ぶよう御盡力を願いたいといふ風で全く家庭の臺所に立入つてゐる感がある。

或時は近衛公の奈良參詣に先だち奈良にての御宿は是非兄の中沼左京の宅になされたきこと、兄の面目を施すことは申すに及ばず、自分よりも亦呉れくも御願ひ致したいと頼み込んでいる。其の後十日許りして後にお宿を仰せ付かるので、早速兄に代り其の面目と光榮のほどを拜謝している。此の一件に鑑みても中沼左京と松花堂との兄弟間の情誼を察知し得るし、また近衛公が高貴の身を以てして松花堂兄弟の言を容認せられて左京の宅に宿泊せられる等、松花堂兄弟とは實に親しかつたことを證し得るのである。

三、松花堂の病氣

松花堂は性來蒲柳の質らしく病中のたよりを度々近衛家へ報じている。竹藪の多い八幡特有の瘧病をも病んでゐるし、其他或時は咽喉を痛めて咳氣あり或時は腹中を病んで傷瘁している。今次に掲げる松花堂の書狀もあらまじ病中便りである。即ち

猶々仰を不蒙候とも御見廻をも申上候はてと晝夜心にかけて候へともいかにもこちむつかしく、氣力無御座籠居仕候躰に御座候、氣様少成とも驗氣次第伺可仕候

貴翰忝候、如仰其以後打續相煩于今然かとも無御座候に付、久々御めみえをも不仕、寔不物知岩木にかはる事も無御座候、されともむねのいたみいかにも苦しく御座候に付、更に心中之決意にて無御座候之間、御前可然之様に御取成參頼存候、去三月上旬以後二三度も上京、しかも逗留仕候へとも、醫師にかかり爲養生に御座候へは人

をたに上不申、迷惑仕候。

左様に御座候へば可被仰出儀御座候之間、近日伺公仕之旨存知仕候則參可仕之處に八專の故に候や、又氣様少し惡御座候、神事ものいみあき候は、灸を仕候様にいたし候間、隨分養生仕、少驗次第祇候可仕候、久々の病氣にいたみ齒なども大かたぬけ慮外老躰御前之儀は不及申上、貴様へ可懸御目も御はつかしく存候、右之仕合故、自然ここよりのよき折からも御座候へともいつかたへも不罷出、引籠養保一篇に仕候、返々宜敷御取成候、恐惶謹言

八月十三日

瀧本坊(花押)

木勘解由様

貴報

右の書狀によると打ち續く病氣にて京都へ上り醫師にかかり養生をしたことや灸點をうけて加療致したきことなどこと細かに書き記されている。尙ほ久々の病氣により衰弱のために齒なども大かた抜け、面相が非常に老人じみて來て人目にかかることが辱かしい等と述懐しているところから見て晩年の消息文と見るべきである。

而して近衛關白信尋公は松花堂兄弟には特別の眷顧をかけられていることは上述の如くであるが、信尋公の日記によつて一層切實さを感じしめるものがある。記事の年代はずつと下つて松花堂の亡くなる直前の寛永十六年九月十二日の條であるが、此の日信尋公は辰の刻に道伴なるものに誘われて山城岡屋を出で舟に便乘し木津を経て奈良の一乘院門跡尊覺法親王を訪向せられることになつた。奈良に入られるとはや西戌の間(午後七時)である。當夜の宿はまた松花堂の兄なる中沼左京邸である。ところが主人の左京は不在で幼少の末子が代つて留守役をしている。

左京は伏見で病を養っている松花堂昭乗の看護に向向している見聞のままを次の如く記されている。

此のものの弟、聖にて男山の瀧本坊という方に住みけるが、近比は兄の左京亮が子を法師になして寺をゆづりて經佛ある限りとらせ、主は異と寺（泉坊）の傍に少き庵を結びて松花堂と名づけて住みしが、此夏の比より腫物を患ひて伏見の里に出で、京の薬師を呼びてつくらはせしが、此ころは氣力つかれ果て、危くなるまゝに彼の此のかみ（中沼左京）も集ひて看病せしかは此家には小四郎とて末の子の今年十五歳なるもの主に代りて走りありて設けのことなどは寺（一乘院）のものとも來りて沙汰しぬ。

もの食ひ湯浴みなどして子の刻（午後十二時）ばかりに寝ぬ。

とある。ここにも近衛公と松花堂、中沼左京との關係が窺えるのである。

さて松花堂の療養地を信尋公記に「伏見の里」と記されていることである。松花堂の住坊のある男山八幡の地は京洛より程近からず、療病の薬師などに何かと不便であるところから伏見に轉地したのであろうか。それには平素より親しかつた小堀遠州の心やりを想ひやられる。遠州が巳が伏見奉行といふ職権を利用し京の名醫を選び名薬を投ぜしめて松花堂の背に發せる腫物治療に専心したと見たい。其の間の消息は佐川田喜六の「松花堂行狀」にも記されている。

松花堂が伏見にて療養していることは大徳寺龍光院の江月和尚から近衛家へ宛てた書狀の中にもあらはれている。即ち八月七日付の書狀に

一昨日松花堂見廻に伏見に參候、其の身意外草臥何共咲止に候と記している。

松花堂の病氣に對しては右申す如く各方面よりの同情と手厚き看護があつたけれども其の甲斐もなく九月十八日に命終るのである。而して其の終焉地は從來洛南八幡の住坊松花堂であつたかの如く誤認されているが、以上の文面より察して療養先きの「伏見の里」であつた。其の目で前記の佐川田喜六の「松花堂行狀」を判讀すると、

からをは其の夜に南山の麓にかきもてつきけり

とあつて遺骸を早速其の夜の中に伏見から南山即ち男山八幡の麓なる泉坊に移しているのである。

四、公武貴紳との交友

松花堂の交友關係を近衛家文書によつて探ぐると、上掲の外に茶人として金森宗和がいる。僧侶では東本願寺光從の外、澤庵和尚とは殊に昵懇であつた。公家では近衛公の御兄弟關係にあつた前記の一乘院門跡尊覺法親王や一條昭良（兼遐）公がある。このお二方は信尋公と共に後水尾天皇と御兄弟の御間柄で後陽成天皇の皇子達であり、御母は近衛家御出身の中和門院様であつたのである。松花堂が恩寵を蒙るのも道理と首肯出来るのである。

尙ほ松花堂の交友として武家にあつては小堀遠州の外、大阪、堺の奉行衆を列擧すべく、尾張中納言徳川義直侯は特別に親しく交つているように見うけられる。

其の尾州侯と松花堂との往返に就ては近衛家文書は可なり詳細に報道している。想うに最初の手引は伏見奉行小堀遠州であろう。ところがまたこんなことも考えらる。尾州侯の生母たる相應院（お龜の方）は松花堂の住める八幡の出身であるため生母關係の八幡に住む松花堂の偉才を聞知して手をさし延べたのかも知れぬ。それは兎も角、松花堂が近衛公と特殊な關係にあるところから、近衛公に近よるには松花堂を仲介とすることの最も有効なるを切

實に感じたことが、尾州侯をして松花堂に一層近親せしめたものと考えられる。

寛永三年六月、徳川秀忠前將軍が、家光現將軍が相前後して入洛する直前に丁り幕府の要人は其の準備として京洛に到着していた。御三家の尾張徳川義直侯も先發準備役の主な一人であつた。

其の頃伏見には小堀遠州がいて近く上洛せられる兩將軍を伏見城に迎え茶苑を披露に及ぼうといふことを考えるのは茶人遠州として當然であろう。そこで遠州は數寄屋普請をした。其の座敷披きなるものに一趣考を凝らしたわけで遠州は伏見城に逗留の尾州中納言徳川義直を席主とし、自分は蔭の舞ひとなるが、さて主客は誰にするか、勿論近衛關白様ならば申分のないところである。而かも近衛關白様なら名門たるのみならず、目前に差控えている兩將軍入洛によつて行はれる参内、それに伴う公武の内交渉には是非、近衛公に前以て徳川義直侯を近づけておきたかつたのである。尾州侯に早速近衛公への使として表面上には飛鳥井中將を煩はすことにするが、主賓たるべき近衛公を必ず招待し得るためには内面工作を怠らなかつた。松花堂昭乗が此の内交渉に當ることになり豫期の如く成功せしめたのである。

伏見茶會に於て尾州侯と近衛公との對面により公武間の融和といふ事は、或は小堀遠州と松花堂昭乗との密かな計畫によるものである。

茶會は當初伏見よりは六月十日と申込んだけれども近衛家の都合で六月十一日といふことになり、近衛公の御相伴役として奈良の一乘院門跡、一條昭良、八條宮智仁親王の御三方と決められた。近衛公は伏見へまいるのに就て先方の様子などを松花堂に内々問合せられたものらしく、松花堂より近衛家へ差上げている書狀によると、當日の裝束、供廻役の衣裝、尾州侯へのおみやげ等について巨細に亘り報告している。かくて六月十一日の茶會は首尾よ

く取行はれ、關白様も御満足であつたと見え、其の後引續き兩三回お茶の會が伏見に於て行はれている。公卿と武家との親睦は充分果され、將軍參内に關しての事前工作が順調に取り運んだのである。

爾來、尾州侯は松花堂を介して近衛公のお手を經、希觀書を後水尾天皇に御貸し申上げている。また松花堂に聖人の繪（堯、舜、周公、孔子）を描かして其れを近衛信尋公のところへ持たせ、近衛公より後水尾天皇に四聖の夫々に宸翰を頂かうといふことまでも御願いに及んでいる。尾州侯は近衛公にだん／＼親しんで來ているが、これの最初は前述の如く松花堂がとりもつ御縁であり、其の後も一々の取次を松花堂がうけもつてゐることは松花堂から近衛家へ差上げている書狀によつて明かである。

想うに近衛家に特別の御縁故をもつ松花堂に頼み込めば近衛家との連絡は容易に行けたのであつて、小堀遠州や尾州義直侯以外にも随分と松花堂を介してゐる／＼のことが近衛家へ持ち込まれたことであらう。

五、勅命による職人盡繪

松花堂によつて多人數を近衛家へ照會した反面に、近衛家よりの照會によつて松花堂へ親交を求め來た人もあつた。また近衛公の御厚誼によつて松花堂が不計も天皇より恩寵を蒙るやうなこともあつた。正月廿一日付の松花堂書狀に

從 禁中様被仰付候職人つくしの繪の紙の大き、また人形の大き

云々と近衛公へ問合せているのである。ここにいふ禁中様は後水尾天皇であらせらる。即ち松花堂は勅命を拜戴して職人盡繪の御用を承つたわけで此等は全く近衛公の御配慮のたまものたること勿論である。

さて職人畫繪といふのは多種多様の職人風俗を網羅して此れを主題として描き、其れに相應する歌を添え一番に職人二人づつを配して歌合せとなる形式をとつてゐるのが普通である。歌合せ形式で最も古いのは建保二年の「東北院職人畫歌合」で次いで「鶴岡放生職人歌合」「三十二番職人歌合」「七十一番職人歌合」等があらはれてゐる。それが桃山時代になつて職人繪にも新機軸を出し從來の歌仙風の單獨像よりもそれぞれの作業中の生活狀態を描寫する様になり、川越喜多院所藏の「職人畫繪」六曲一双（國寶）の如き新傾向を出すやうになつてゐる。

ところで松花堂が勅命によつて描いたものは果してどんなものであつたらうか。丁度同時代にして近衛公とも親しい間柄の権大納言烏丸光廣に「職人歌仙」のあつたことが「續群書類從」（卷九八〇）に收つてゐる。此れは藤原公位の三十六歌仙に倣つて職人三十六人を集め其の歌一首づつを十八番に番えたもので、職人としては醫師、陰陽師、佛師、經師等をとりあげてゐる。禁中に出入の多い光廣の撰にかかる職人畫歌合の歌に對する人物畫を執筆することを近衛公に御勅問になり、これに對して近衛公より松花堂を推薦したのではあるまいか。松花堂筆になる三十六歌仙の六曲屏風貼交せは今尙ほ洛西仁和寺に現存してゐる。今いふ職人づくしも或はかかる手法ではなかつたであらうか。

松花堂が職人畫繪に關する近衛關白家職木瀬吉十郎宛に出した書狀は次の如くであつて、先ず毎事の恩顧を謝し、次に勅命による職人畫繪の紙及び人形の大き、それから一枚に職人を一人か二人かのことまで關白様を介して陛下の御宸襟を奉伺してゐる。それらのことが未だ御聽及びになつていない節は、兎も角この使を歸して頂きたいと述べ、後からの追て書きを最初の方に認めてゐるが、紙の大きと形式を尋ね、只今宿坊にあつて閑散の折りなれば、急ぎ書き上げたいといふ自分の志望をも付記してゐる。即ち

猶々紙の大きき人形の大きき又一枚に職人つがひ敷、一つづつ敷をおうかがひ候て可被下候、拙子今程少は宿坊に罷在ひまにて御座候間、何とそかきこころみ申度存うかかひ申御事に候、何事も御返事に可被仰下候、以上

態啓上之仕候、先日者伺公仕候之處に色々御懇意殊拜領毎事結構なる御ふちとも有難奉存候、いつとても直に言上仕儀は不罷成候恭奉存旨よく御取成願上申候。

次に先日書中にて申上候從 禁中様被仰付候職人つくしの紙の大きき又人形の大きき御伺候而此ものに御返事に御書付候而可被下候、先日書狀に申上候間さだめて御伺候て可被下と存きて申上候

又紙一枚に職人一つづつかき可申候哉、又一枚にあいてをつかはせ可申候哉、是も御伺候而御返事に奉待候、爲其申上候、若し又いまだ御うかがひなされず候はは、先此ものをは御下し被成貴様のものに御書付御下し候て可被下候 恐々謹言

正月二十一日

式部卿(昭乗花押)

木瀬吉十郎様

人々御中

ところで其の繪をかくについての基本ともなるべき職人歌合書籍を近衛家から借りうけていることが他の一通の書狀によつて知られる。次に掲ぐる通り、御本は確かに入手したが残分を近く書き上げてお届けすると認めている。

猶々御本たしかに相達申候、残分やがて仕上可申候、可然之様に御取成奉願候

以上

貴札拜見仕候、職人歌合の御本もたせ被下慥請取申候、臆而仕さしあけ可申候

關白様一兩日巳前より御領へならせられ候由、御見舞も不申上致迷惑候、難去子細御座候而、唯今他所へ罷越候途中に而御使ひに罷あひ路次に其御返事申上候躰に候故、早々申上候、わけみえ申ましく候、やがて罷上候はは其元御座なされ候うちにふと御めみえに伺公仕候。

御前可然之様に御取成早々申候、御板文匣返上候、いそぎ早々申上候、恐々謹言

六月二十三日

式部卿(昭乗花押)

木瀬吉十郎様

人々御中

六、書籍のこと

松花堂がとりもつ縁によつて尾州徳川義直が寛永三年六、七月の交に近衛信尋公を迎えて伏見城にて茶會を開き公家への親しさを求めたことは上既に照會したが、そのことありて以降、尾州侯は近衛公のおとりもちにより畏くも後水尾天皇の恩寵にも浴している。そして尾州侯は自らの秘藏希觀書を禁中に御貸上げることになつたのである。八月十五日付の次の書狀がよく其の間の消息を報じている。

貴札拜見仕候、從禁中様尾張中納言殿之御書物共、過半其御所様迄被成御返候由、就其、大事の御本に候之間、片時もはやく御返被成たく被思召候由、御尤に奉存候、拙子かた迄もたせ可被下敷之由、申く左様にては埒あき申ましく候、又最前の奉行も勿論其節尾州へ罷下此方には居不申候、大事之書籍共にて御座候之間、首尾之儀致伺公可得御意候、唯今にも罷上仕たく候へとも此十日許も腹中相煩申候て散々之躰に御座候

ここにも亦松花堂の腹痛を訴えている。いかにもよく／＼病氣をしたものらしい。

併二三日少得驗申候間、本復仕次第に參上可仕候、右よし關白様御取次にて被仰遣候儀に候間、首尾れうじに無御座様には奉存申上候

萬々致伺可申上候間、早々申上候、手ふるひ出申懸存候、御次之節、御前可然之様に御取成頼上候、相煩申候故、久々御見廻も不申上迷惑仕候、恐惶 謹言

八月十五日

寺田太七様

式部卿(花押)

寛永三年と申せば、松花堂四十五歳の秋である。いかに病後とはいえ、この頃よりはや手がふるい出したと、いう記事は一寸考えさせられる。右の書状には尙ほ追て書き添えられている。即ち

なほ／＼大かたは本復仕候間、頓て罷上萬々可致言上之由、被仰上可被下候、更に隨意にて無御座候候由、被仰上可被下候 以上

これは自分の隨意勝手のために不參失禮をつづけているのではなく、病身の然らしむる止むなき事情を詫びた辨解となつている。是れらの書状に見るも松花堂は元氣でさえあらば近衛家へは御無沙汰をせず、都合さえつけば始終近衛家の門を潜つていたことか察知せられる。それにしても不快な中にも尾州侯と近衛家、ひいては禁中様との間に處して仲介の勞を書状に托していることが知られるのである。

七、陽明文庫文書

大正十三年に近衛家より京都大學へ寄托して整理調査せられることになつた文書は故松野遵崇氏の後を引繼いだ私の手によつて九萬八千餘點を算うるに至り、其の後京都大學を離れて洛西に近衛家にゆかり深い名の陽明文庫として獨立保管されて現在に至つてゐるが、近衛家歴代の日記の外、近衛關白信尋公が、一條昭良、一乘院尊覺法親王、八條宮智仁親王などの御交遊を傳えるもの、松花堂と往來が繁き間柄の澤庵、江月、玉室や、小堀遠州、林羅山、杏庵堀正意、烏丸光廣の消息もあつて從來餘り知られていない史實が讀みとることが出来るのである。

尙ほ松花堂書狀だけをとり上げてみても道伴、昌琢、延陀、二郎三郎、淀屋^{かひ}个庵等の趣味人との消息往來が察知出来るのである。ただ其れらの書狀は月日は記されているがそれが果して何年なるやは其の文中にある史實に何か傍證出来るものだけが判明出来るのであつて、是等の事實を頭にとめおいて今後他の史料に關連させて考證すべきであることを添記しておきたい。(昭和四二・一一・七)

